

**令和6年度
札幌市保育支援者配置補助事業
(スポット支援員)**

申請の案内

札幌市子ども未来局 支援制度担当部
保育推進課

目次

1.	制度概要	1
(1)	目的	1
(2)	補助交付対象事業者	1
(3)	補助交付対象者（スポット支援員）	1
(4)	補助交付要件	1
(5)	補助金の交付額の対象となる経費等	2
(6)	補助対象期間	2
2.	申請手続	3
(1)	申請の流れ	3
(2)	提出書類	3
(3)	提出方法	3
(4)	問い合わせ先	3
3.	交付決定の取り消し等	4
(1)	取消し	4
(2)	返還	4
(3)	他の補助金等の一時停止	4
4.	F A Q	5
5.	申請様式	7

1. 制度概要

(1) 目的

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育士資格を有しない者に限る）を、保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図る。

(2) 補助交付対象事業者

札幌市内に所在し、次のアからオに掲げる保育施設を経営している事業者のうち、(3) に示す補助交付対象者を配置した事業者を対象とする（ただし、札幌市が設置及び運営する施設を除く）。

- ア 認可保育所
- イ 保育所型認定こども園
- ウ 幼保連携型認定こども園
- エ 幼稚園型認定こども園
- オ 特定地域型保育事業所

【補助交付対象施設】

対象施設種別		
保育所	認定こども園	特定地域型保育事業所
○	△ ※ 保育所型、幼保連携型、幼稚園型のみ対象	○

(3) 補助交付対象者（スポット支援員）

次に定める要件をすべて満たす者とする。

- ア 保育士資格を有しない者。
- イ 登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化等を行う者。

(4) 補助交付要件

次に定める要件すべてに該当する補助対象事業者を対象とする。

- ア 平成 31 年 4 月 1 日以後、新たに補助交付対象者を配置したこと。

イ 本事業は、保育士の負担軽減、保育体制の強化等を目的としているため、保育支援者を配置する事業所は、札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く）を記載すること。

ウ スポット支援員を保育支援者（本体）と合わせて配置する場合は、保育支援者（本体）とは別の職員を配置すること。

エ 本事業に要する費用について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付されていないこと。

(5) 補助金の交付額の対象となる経費等

ア 1 時間あたり 450 円を（3）の月の総勤務時間数に乗じた額とし、事業所 1 箇所あたり、月額 4 万 5 千円を上限とする。

イ 補助交付対象者に係る報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費、役務費、委託料その他市長が適当と認める経費。

(6) 補助対象期間

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の経費を補助対象とする。

2. 申請手続

(1) 申請の流れ

① 交付申請 2/27(木)～4/2(水)

② 交付決定 4月下旬

③ 交 付 5月下旬

※ 「保育支援者(本体)」とは異なり、補助金は概算交付せず必要経費確定後に申請し、確定額を交付(精算手続きを要しない)。

(2) 提出書類

スポット支援員申請書等(Excel ファイル)

※ 作成方法は、ファイル内「作成方法&要件」を参照。

※ 申請に必要なファイルは、札幌市から補助交付対象事業者へ別途送付。

(3) 提出方法

Graffer スマート申請のフォーム「【札幌市子ども未来局】令和6年度保育支援者配置補助事業費補助金(スポット支援員)の申請」から、(2)のファイルを提出。

※ 申請フォームのアドレスは、札幌市から補助交付対象事業者へ別途案内。

(4) 問い合わせ先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課 保育企画係

TEL:011-211-2346 FAX:011-231-6221

E-mail:hoiku-suishin@city.sapporo.jp

3. 交付決定の取り消し等

(1) 取消し

補助対象施設が、次の項目に該当するときは、補助金の交付決定を取り消す。

ア 補助条件に違反したとき。

イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

ウ 法令またはこれに基づく処分に違反したとき。

エ その他市長が補助することを不適當と認めたとき。

(2) 返還

交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、札幌市が期限を定めて、返還するものとする。

(3) 他の補助金等の一時停止

補助金の返還を命ぜられ、当該補助金等の全部または一部を納付しない場合、同種の事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額を相殺する。

4. F A Q

Q 1	保育支援者（本体）と保育支援者（スポット支援員）の違いは？
A	以下のとおり、業務内容と補助金額（月額上限額）等に違いがあります。 【保育支援者（本体）】 1 業務内容 次のア～オいずれかの業務に従事する者を対象とする。 ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃 イ 給食の配膳及びあとかたづけ ウ 寝具の用意及びあとかたづけ エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オ その他保育士の負担軽減に資する業務 2 補助金額（上限額） 1 施設あたり月額 10 万円 ※1 時間当たり単価 450 円 3 対象事業者 認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所 【保育支援者（スポット支援員）】 1 業務内容 登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化等を行う。 2 補助金額（月額上限額） 1 施設あたり月額 4 万 5 千円 ※1 時間当たり単価 450 円 3 対象事業者 認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所

Q 2	保育支援者（本体）と保育支援者（スポット支援員）の対象事業者に違いがあるのはなぜか？
A	この事業は、国庫補助事業である「保育体制強化事業」に準拠しており、それに基づき対象事業者を設定しています。

Q 3	指定業務以外の業務に従事させた場合は補助対象外となるか？
A	指定業務以外の業務に従事していても、補助交付対象者としての要件として指定している業務に従事している場合は、補助交付対象者となります。 ただし、補助対象となるのは、指定業務に従事していた時間のみとなります。 【例】 1日5時間勤務のうち、3時間は調理員として従事、2時間は見守りや児童の所在確認等に従事している場合 ⇒指定業務に従事している2時間が補助対象となります。

Q 4	一度補助対象となった者は、翌年度以降も引き続き対象となるか。それとも、配置された年度限定のものか。
A	次年度以降の予算額にもよりますが、補助要件を満たしていれば、補助対象となった年度以降も引き続き対象となる見込みです。

Q 5	複数の保育支援者を配置する場合、実施計画書は人数分必要になるのか。
A	複数の保育支援者を配置した場合でも、1部（1シート）のみ提出してください。

Q 6	保育支援者（本体）と保育支援者（スポット支援員）の申請方法等に違いがあるのはなぜか？
A	「保育支援者（スポット支援員）」は、令和5年度に新設した補助メニューであり、従前から実施している「保育支援者（本体）」とは別に申請していただくこととしています。

5. 申請様式

(様式1) 令和6年度札幌市保育支援者配置補助事業費補助金（スポット支援員）交付申請書

(様式1)		令和 年 月 日	
(あて先) 札 幌 市 長	見本		
	申請者	住所	
		氏名	
令和6年度札幌市保育支援者配置補助事業費補助金（スポット支援員）交付申請書			
札幌市保育支援者配置補助事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、必要書類を添えて下記のとおり申請いたします。 なお、当該補助金は、札幌市に届け出ている債権者情報（口座情報）への支払を希望します。			
記			
1 補助対象施設名	_____		
2 補助金申請額	_____ 金	_____ 円	
3 実施計画書	別紙のとおり		

(様式2) 令和6年度雇用証明書

様式2

札幌市長 様

年 月 日

見本

住所

氏名

令和6年度雇用証明書

当該雇用者の就労内容について、下記のとおり証明します。

(フリガナ)			生年月日 (和暦)	年 月 日
対象者氏名				
採用年月日 (和暦)	年 月 日		主な業務内容	安全な保育体制の強化等
勤務場所	施設名			
	所在地			
雇用形態 (該当に☐、 必要事項を 記入)	☐	(1)正規雇用		
	☐	(2)臨時雇用		
	☐	(3)パート雇用		
	☐	(4)その他()		
	下記の記入は必要ありません			
	☐	期間の定めなし		
	☐	期間の定めあり	令和 年 月 日	まで 更新の有無
保育士資格	無			

(様式3) 札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書

(様式3)

札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書

1 保育支援者の業務内容等

保育支援者の業務内容、保育士の業

見本

☐	①保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃
☐	②給食の配膳及びあとかたづけ
☐	③寝具の用意及びあとかたづけ
☐	④外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
☐	⑤その他保育士の負担軽減に資する業務【具体的内容を以下に記載】
☐	
☐	【スポット支援員】
☐	⑥登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化等を行う。

2 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組み

職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組項目、その具体的な方法・目標設定

	取組項目	具体的な方法	目標設定
☐	職員の時間外勤務の縮減		
☐	職員の休暇取得の促進		
☐	職員の仕事と家庭の両立の推進		
☐	職員の働きやすさの確保のための環境整備		
☐	施設の安全・衛生管理の確保		
☐	その他【具体的内容を記載】		
☐			